# 住宅改修の提案(事例検討)

令和元年6月 ケアプランセンターこころ 福祉用具こころ 合同研修会

# 住宅改修の制度

- 対象者・・・要介護認定者(要支援1~要介護5)
- 支給額・・・総額20万円を限度として7割~9割 (最大18万、負担割合による)
- 支給回数・・総額20万円に満るまで何回でも0K(住宅改造との併用は1回目のみ)
- ※1 転居等があった場合はリセットされる
- ※2 3段階以上介護度が上がればリセットされる 段階=介護度ではない↓

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
要支援1	要支援2要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

# 住宅改修の種類

- 手すりの取り付け
  廊下・トイレ・浴室・玄関・玄関アプローチなどに 転倒防止や移動補助の為に手すりを取り付ける工事
- 2. 段差の解消 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、 玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くした りスロープを設置したり、浴室の床をかさ上げする**工事**
- 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 居室の畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する。 浴室の床を滑りにくいものへ変更する。 通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事

# 住宅改修の種類

- 4. 引き戸等への扉の取替え 開き戸を引き戸や折れ戸などに取り替える工事 ドアノブや戸車の設置も含む
- 5. 洋式便器等への便器の取替え 和式便器から洋式便器(暖房便座、洗浄機能付きも含む) へ取り替える工事
- 6. その他1~5に付帯して必要となるもの
  - ・手すり取り付けの為の下地補強
  - 浴室の段差解消に伴う給排水工事
  - 床材変更の為の下地補強
  - ・扉の取替えに伴う壁・柱の改修
  - ・便器取替えに伴う給排水工事・床材の変更

# 手すりの取り付け

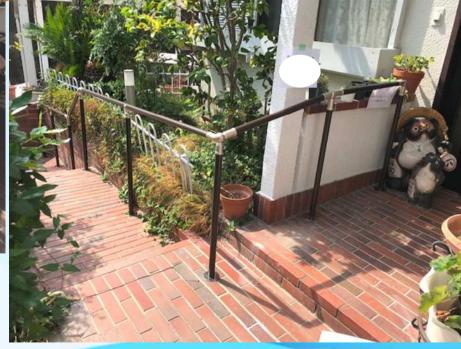
#### 基本的な考え

- 転倒防止は縦手すりで太め 立ち座り、扉の開閉、段差の乗越え・・・手でしっかり握る
- 移動補助は横手すりで細め各室内・廊下・トイレ・風呂・玄関 手を添えて滑らせるように握る
- ・階段は斜め手すりで細め 階段の始まり・終わりは角度を変える

### 事例① 手すり玄関アプローチ

正門から玄関まで7mの距離と段差がありつかまる所がない。

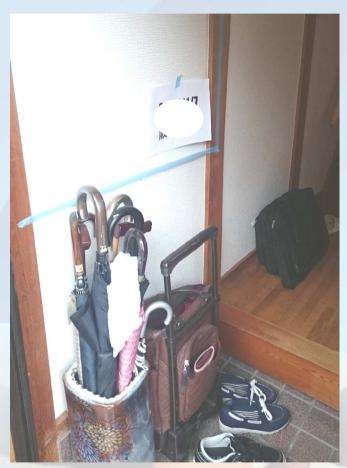




#### 事例② 手すり玄関

玄関ドアからあがりかまちまで移動補助、靴の脱ぎ履

き、段差乗越え



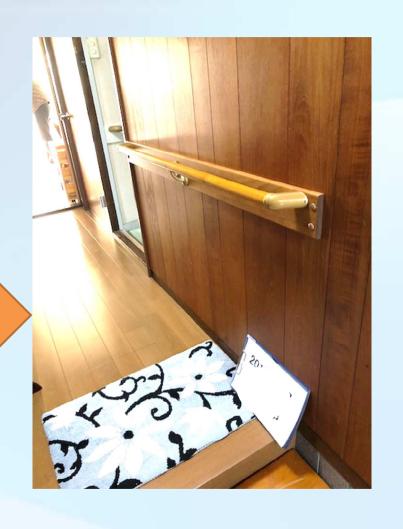




# 事例③ 手すり廊下

玄関から廊下を移動する際の 補助





### 事例④ 手すり階段

1階~2階への階段昇降での補助(旧手すり撤去)



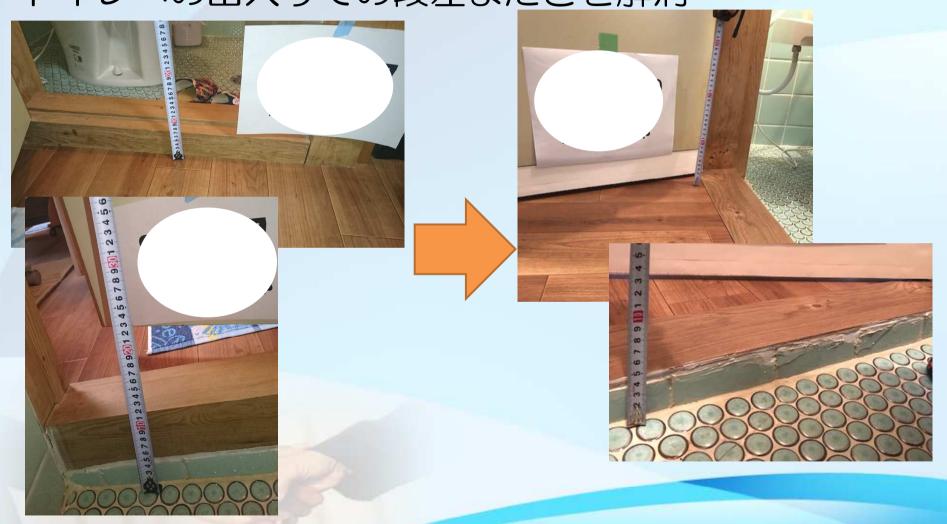
#### 事例⑤ 手すり浴室

浴室から浴槽へのまたぎ、浴槽内での立ち座りの補助



### 事例⑥ 段差解消 敷居撤去

トイレへの出入りでの段差またぎを解消



#### 事例7 段差解消 踏み台設置

玄関あがりかまちの大きな段差に踏み台を設置し 2段にする





#### 事例8 浴室扉 折れ戸交換

内開き戸ではシャワーチェアが置けない、万が一転倒された 場合に扉が開かない為、省スパースな折れ戸に交換







#### 事例9 住宅改修+レンタル

壁部分は住宅改修、扉部分は手すりレンタル



夜間は写真の状態で、 日中は扉部分を跳ね上げ ておく。

寝室